

暴力と愛の形而上学序説

箱石 匡行

他者の暴力に曝された私は根源的な他者性に直面する。その時、私は存在の他者を垣間見る。暴力によって私の存在そのものが崩壊の危機に曝される。なぜなら私が私でありうるために本質的なく世界への基本的信頼が解体し始めているからである。

ナチズムの拷問に曝されたジャン・アメリーはその経験をこう語っている、「最初の一撃ですでに何かを失うのだ。何かとは何であるか。さしあたり世界への信頼とよぶとしよう。まさにそれを失う。世界への信頼である。」¹⁾ 世界への信頼の解体は自己存在の崩壊を意味する。そして彼は言う、「拷問された者は二度とふたたびこの世にはなじめない。屈辱の消えることはない。最初の一撃ですでに傷つき、拷問されるなかで崩れ去った世界への信頼というものを、もう二度と取りもどせない。」²⁾

戦争とはあらゆる種類の暴力の増埒である。そこに拷問があっても不思議はない。クラウゼヴィッツは、「およそ戦争は拡大された決闘にほかならない」³⁾ と言う。決闘の目的は、「物理的な力を行使して我が方の意志を相手に強要しようとする」⁴⁾ こと、つまり「相手を完全に打倒しておよそ爾後の抵抗をまったく不可能ならしめる」⁵⁾ ところにある。したがって、「戦争は常に二個の生ける力の衝突である。」⁶⁾ そして報復によって暴力の循環が始まる。

我々は問わなければならない、——私と他者の関係は根本的に暴力的なものではないのか。人は＜暴力的人間＞として定義されるのではないのか。そして暴力をもたらすものは何なのか。我々は何によって暴力の循環を越えうる

のか。

I 政治と暴力

政治の行われぬ人間社会というものはあるまい。「死が運命であるように、支配、被支配の関係である政治もまた人間にとって、一種の運命のようにつきまとう。」⁷⁾

マックス・ヴェーバーによれば、政治とは「政治団体——現在でいえば国家——の指導、またはその指導に影響を与えようとする行為」⁸⁾を指す。そして政治は暴力と不可分の関係にある。なぜなら、「国家とは、ある一定の領域の内部で——この『領域』という点が特徴なのだ——正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である」（S. 506；9頁）からである。

「政治をおこなう者は権力を求める」（S. 507；10頁）。権力を掌握した者が他者を支配する。支配-被支配の関係が確立される。支配者は国家が行使しうる暴力を握る。国家に対してのみ、人間による人間の支配における暴力行使が正当化されているのである。

継続的に政治が行われるためには、まず被支配者の支配者への服従が要求される。支配はたんに暴力の恐怖によってのみ行われるのではない。支配の正当性がいかなる型のものであれ、人が支配に服するその動機とは、ヴェーバーによれば、「恐怖と希望——魔力や権力者の復讐に対する恐怖、あの世やこの世での報奨に対する希望」であり、それと同時に「さまざまな利害関心」である（S. 507；12頁）。次に物的な行政手段が必要とされる。「支配者はいざという時には物理的暴力を行使しなければならない」（S. 509；14頁）。支配者はこのために必要な物財を、行政職員の服従を通して掌握していなければならない。

そして政治と闘争とは一体不可分である。そもそも政治を行うとは「政治組織相互間または政治組織内部の権力の配分関係に影響を与えようとすること」（S. 512；19頁）なのである。ヴェーバーは言う、「闘争は、指導者であれ

その部下であれ、およそ政治家である以上、不断にそして必然的におこなわざるをえない」(S. 542; 41頁)。

彼は、時代の興奮に巻き込まれて政治に参加していく人に対して忠告する。すなわち、時代の興奮は不毛なものであって、これは決して真の情熱ではない。しかもこの時代は「凍てついた暗く厳しい極北の夜」(S. 559; 104頁)である。しかも政治に参加するとは「すべての暴力の中に身を潜めている悪魔の力と関係を結ぶ」(S. 557; 99-100頁)ことであり、しかも「悪魔の力は情け容赦のないものである」(S. 558; 101頁)。

にも拘らず、あえて政治活動に入った者で、十年後もなお政治に情熱をもち続けている者が果しているのかどうか。ヴェーバーによれば、彼らは「憤懣やる方ない状態」にあるか、「すっかり俗物になり下がってただぼんやりと渡世を送っている」か、それとも「神秘的な現世逃避に耽っている」か、その何れかだという(S. 560; 104頁)。そして彼は明言する、「この人たちは自分ではあると信じていた政治への天職を、客観的にも事実の上でも、深い内的な意味で持っていなかったのだ。むしろ彼らは、会う人ごとにあるままに素直に同胞愛を説き、ふだんは自分の日常の仕事に専念していればよかったのだ」(S. 560; 105頁)。

ヴェーバーが語っているのは政治の問題である。だが我々には、「政治」という語は「人生」と置き換えられるように思われてならない。「情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力をこめてじわっじわっと穴をくり貫いていく作業」(S. 560; 105頁)、それが政治だと彼は言う。しかし日常の仕事を通して自己の人生を築き上げていくためには、人は人生の英雄でなくてはならぬのではないのか。細やかな企てを実現していくためにさえ、人はどんな希望の挫折にも怯まない堅い意志で武装しなければならないのではないのか。凡俗な人生を平穩におくるためにも、人は「どんな事態に直面しても『それにもかかわらず!』と言い切る自信のある人間」(S. 560; 106頁)でなくてはならぬのではないのか。

我々のこうした読解は誤りだと言われるかも知れない。しかし彼は政治を論じながら、人間の生き方の問題を情熱を込めて語っているのである。そし

て彼は、我々の人生が本質的に政治に関わりながら存在していることを明示しているのである。

政治は「権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力」(S.506; 10頁)である、とヴェーバーは言う。しかし我々は日常生活においてそうした努力を多様な仕方で行っているのではないのか。我々が所属しているさまざまな集団においても、また家庭においても一種の政治が行われており、そこに或る種の支配関係が存在しているのではないのか。

政治という語をこのように広く理解するならば、政治から免れることは誰にもできない。ヴェーバーもそれを認めている。「政治とは何か。これは非常に広い概念で、およそ自主的におこなわれる^{ポリテイック}指導行為なら、すべてその中に含まれる」(S. 505; 8頁)。したがって例えば銀行の為替政策、国立銀行の手形割引政策、ストライキの際の労働組合の政策、或いは都市や農村の教育政策、或る団体の理事会の指導政策、賢い妻の亭主操縦政策などといった言い方ができるというのである。

しかもこうした広義の政治も暴力と無関係ではない。家庭の教育政策の背後にも、親の子に対する暴力が控えている。また妻が夫を支配するためにも、何らかの報奨と暴力の裏付けがなくてはならないのである。

そもそも人間関係は、暴力の上に基礎づけられた支配-被支配の関係から免れ得ない。人は誰でも、多様な暴力的関係の網の中に練り込まれている。人は意識すると否とに拘らず、一方で他者に支配され、他方では他者を支配する側に立つ。そして支配者は被支配者によって或る意味で支配されることも忘れてはなるまい。国家によって限定された範囲においてであれ、そこには暴力の行使が潜在する。確かに「人生が政治だけで成り立っているわけではない」⁹⁾にしても、我々は政治という形態の暴力を無視して人生をおくることはできない。

我々の日常生活そのものが既に政治的支配関係の中にあり、その至る所に暴力が潜在している。この暴力が現出するために、大きな出来事は必要ない。ヴェーバーは政治的天職を持たない人間に対して、「会う人ごとにあるままに素直に同胞愛を説き、ふだんは自分の日常の仕事に専念して」生きるこ

とを勧めている (S. 560; 105頁)。しかし平安な人生と目されるその日常生活が暴力的関係の中にあることを、ヴェーバーは見落しているように思われる。彼が推奨する同胞愛 (Brüderlichkeit) —— 兄弟のような親密さ —— とは本当に平安を意味するのであろうか。R. ジラールが言うように¹⁰⁾、兄弟こそは敵対関係の典型をなすものではないのか。

II 暴力と制度

万物は、未だ形を成さぬカオスから生まれたとされる。しかし混沌未分の状態にあるとって、カオスが平穏な状態にあると考えなければならぬ理由はない。秩序が無いのだから、そこではかえって激しく諸力が渦巻いているのではないのか。

ヘーシオドスの『神統記』に、宇宙の秩序つまりコスモスに挑戦する怪物テューポーンのことが語られている。これには「乱暴で無法者の、恐しい」¹¹⁾という形容詞が付けられている。斎藤忍随によれば、この「アノモス (anomos)」つまり「無法なる」という語は区分や領域がないことを意味するものであり、したがってこの怪物は秩序を抹殺する暴力的な存在を意味することになる¹²⁾。「『神統記』をもったギリシア人にとっては、秩序のない宇宙や自然の中に人間が生存できないように、秩序のない社会に人間は住むことができないだろう。大自然が秩序否定の暴力を秘めているように、人間も元来暴力的なものである筈である。」¹³⁾

人間とその世界が暴力に汚染されている理由は、その出自に求められるべきであろう。カオスから生まれたものはその暴力的性質を免れることができない。しかも我々は他者の暴力に報復することによって、暴力の循環を生み出していくのである。

ジラールによれば、人間には暴力の欲求というものがある。「暴力の欲求が満たされなければ、暴力は、それがあふれ出て周囲に最悪の結果をもたらすまで、蓄積しつづけるのだ。」¹⁴⁾ この欲求は他の人間や事物に対して(時には自己自身に対して)働く。暴力を加えられた者は復讐する。「復讐は報復

を求め、報復はあらたな報復を呼ぶ。復讐が罰する犯罪が、それ自体、最初の犯罪であると自ら認めることはほとんどない。いつだって、それ以前の犯罪にたいする復讐であろうとする。したがって復讐は、無限の終りなき過程^{プロセス}を構成する。」¹⁵⁾

実際、他者の暴力に曝され、右の頬を殴られた私はさらに他方の頬を向けてやるだろうか。そもそも他者の殴打は私にとって屈辱ではないのか。殴られた私は、殴った他者に対する報復の情念に燃え上るのではないのか。

暴力とは肉体的暴力だけではない。カウティリヤの『実利論』は、肉体的暴力——「触れること、〔手や棒などで〕威嚇すること、打つこと」¹⁶⁾——を取上げる前に、言葉の暴力を論じている。「言葉の暴力とは、侮辱と罵倒と恐喝である。」¹⁷⁾ 私または私の家族が侮辱されるならば、私は相手または相手の家族を激しい言葉で侮辱し返そうとするのではないのか。報復しなければ、そのことで私は更に侮られるのではないのか。

ここに暴力の循環が生まれる。暴力に対する報復、更にそれに対する復讐がいつ果てるともなく繰返されていく。それは「暴を以て暴に易う」だけのことではないのか。

暴力の循環を断ち切るための、いかなる方策があるのか。ジラールはそれを三つ示す。第一は「復讐の気持をいけにえの方にふり向けることに役立つ予防手段」、第二は「その治療作用が依然不確かな補償^{コンボジション}とか裁きの決闘などのような復讐の緩和あるいは拘束」、第三は「治療的効果がそれと比較にならないほど大きい法体系の確立」である¹⁸⁾。

法体系が整備された現代社会でも、第一・第二の方策が採られないこともない。しかし復讐の恐怖から身を守るために創案された方策で、もっとも成功した制度は法体系である。だがジラールは言う、「法体系は復讐それ自体を消滅させはしない。それは復讐を、支配領域における至高の、特殊化された一つの権威に実行を委ねられた唯一の報復にのみ限定するのである。」¹⁹⁾

したがって法において実現されるべき正義とは暴力の相互性、暴力の均衡に他ならない。この原則は人間の復讐心をもっともよく満足させる。しかし殺人者を報復によって殺害する者は、もとの殺人者と同一の穢れた暴力に感染

する。復讐の公権力化によって、人は呪われた暴力に手を穢すことから免れることが出来る。その上、法体系による公権制裁は暴力の有効な治療技術となり、ひいては暴力を予防する技術ともなるのである²⁰⁾。

だが、この法体系は何によって維持されるのか。ジラーは言う、「それ〔法体系〕は、まさに強力な政治権力と結びついてしか存在できない。」²¹⁾そしてヴェーバーによれば、「政治にとって決定的な手段は暴力である」(S. 552; 91頁)。

ここに暴力のパラドックスが見出される。ジラーは言う、「自らの暴力を制御することを人間に可能にする方法は、それらのいかなるものも暴力と無縁ではない」²²⁾、つまり「暴力に終止符を打つためには、暴力なしではすまない」²³⁾と。繰返して言おう、暴力を終熄させて平和をもたらすものは暴力以外の何ものでもないのである。

これは奇妙な事態である。イエーリングも『権利のための闘争』冒頭に、「権利 = 法の目標は平和であり、そのための手段は闘争である」²⁴⁾と明言している。彼によれば、私の名誉であれ私の所有物であれ、もしもそれが侵害されたならば、私は戦わなければならない。私の所有権と私の人格とは分離できないものなのだから、他者による私の所有権の侵害とは私の人格の侵害に他ならない。そして「権利のための闘争は、品格の雅歌である。」²⁵⁾

だが、ここで再びヴェーバーの言葉が想起される、——「闘争はどこでおこなわれようと、しょせん闘争である」(S. 550; 86頁)。

III 実存作用と暴力

P.トゥルニエは言う、「暴力は人間の本性に根ざすものであり、根絶し得ぬものなのである。」²⁶⁾人間の存在と暴力が不可分であるとすれば、人間存在の存在性が問われなければならない。

イエーリングによれば、「自己の生存を主張することは、生きとし生けるものの最高の法則である。この法則は、あらゆる生きものの自己保存本能として示されている。」²⁷⁾人間にとっては身体的な生存と同様に倫理的に存在

することが重要である。時には自己の権利を主張する必要が生じてくる。それは人間にとって倫理的自己保存の義務だというのである。

そうであれば、一切の実存者をして実存せしめている実存作用そのものが暴力的ではないのか。一切を生み出すカオスには〈生成の沸騰する力〉が漲っている。カオスとは暴力の坩堝るつぼなのである。ジラールは言う、「変化を受け入れるということは、その向うに暴力と混沌がうごめいている扉を半開きにするということだ。けれども、人間が大人になり、婚姻し、病気になり、死ぬことを、妨げるわけにはいかない。生成におびやかされるたびごとに、原始社会は、文化秩序が準備した排水路を通して辺境に、生成の沸騰する力を導いてしまおうとつとめる。」²⁸⁾

〈生成の沸騰する力〉はさまざまな制度によって制御されている。過剰な力が他者に対して（時には自己に対して）侵犯的に働くものが暴力なのである²⁹⁾。そしてこの力が他者との一体化を求めて働くものがエロスと呼ばれる。エロスと暴力は同一の力に基づく。その働く方向が反対なのである。それらは相互に一方から他方へと転換する可能性を秘めている。

日本の法学者穂積陳重もジラールと同様に、「公権制裁なる刑罰は私力制裁なる復讐に代わるに至りたるものなり」³⁰⁾と述べる。また彼はイーリングと同じく、復讐を人間の自保性から捉える。「復讐は人類の自保性に起因する反撥作用にして、人類が文化高級の域に達し、その国家的生活の組織整備するに至るまでは、実にその存在発展の一要件たりしなり。復讐は存在を害する刺戟に対する反撃にして、高等生物通有の稟性に起因する自衛作用なり。」³¹⁾

それでは自存力とは一体、何なのか。スピノザは言う、「おのおのの物は自己の及ぶかぎり自己の有に固執するように努める」（第3部、定理6）³²⁾。個物の存在は神をその原因とする（第1部、定理25）、すなわち個物が自己の存在に固執する原因は神である（第1部、定理24の系）。個物は外部の原因による以外に滅ぼされることはない（第3部、定理4）。したがってあらゆるものは自己の存在を滅ぼそうとする一切に対抗するというのである。

個物には己れの存在を否定するものはないとすれば、それでは死はどのよ

うに説明されるのか。スピノザは言う、「身体はその諸部分が相互に運動および静止の異なった割合を取るような状態に置かれる場合には死んだものと私は解している」(第4部、定理39、備考)。死とは身体が死体となる場合にのみ言われるのではない。例えば子供が大人になるとか、或いは人が病気から回復して以前の自分の生活をすっかり忘れ去ったという場合にも、死が語られるのである(同)。

それでは自殺はどう説明されるのか。スピノザによれば、自殺する者の精神は無力であるため、自己の本性と矛盾する外部の諸原因によって征服されてしまう(第4部、定理18、備考)。したがって人が自殺するのは自己の本性の必然性によるのではなく、外部の力に強制されてのことだというのである(第4部、定理20、備考)。

こうして彼は言う、「おのおのの物が自己の有に固執しようと努める努力はその物の現実的本質にはかならない」(第3部、定理7)。つまり自存力は、物体を含めてあらゆる実存者において作動している。人間も自然の一部であるが(第4部、定理4)、人間が他の自然的存在者から区別されるのは、人間は自存力の働きについての意識をもっているからなのである(第3部、定理9)。

自存力が精神のみに関わる時は意志と呼ばれ、精神と身体の双方に同時に関わる時には衝動と呼ばれる。衝動とは人間の本質そのものであり、自己保存に役立つ一切が衝動から必然的にもたらされる(第3部、定理9、備考)。衝動は欲望から区別される。「欲望とは意識を伴った衝動である」(同)からである。

善悪も自存力との関係から定義される。「我々はあるものを善と判断するがゆえにそのものへ努力し・意志し・衝動を感じ・欲望するのではなくて、反対に、あるものへ努力し・意志し・衝動を感じ・欲望するがゆえにそのものを善と判断する」(同)。或る物がそれ自体において善ないし悪であるのではない。個物のその時の状態との関係において、或る物が善とも悪ともなるわけである。

人間の存在にとって一般に善そして悪とはいかなるものなのか。スピノザ

によれば、善とは「我々が我々の形成する人間本性の型にますます近づく手段になることを我々が確知するもの」であり、一方、悪とは「我々がその型に一致するようになるのに妨げとなることを我々が確知するもの」である（第4部、序言）。つまり人間をして一層完全なものにするものが善であるのに対し、人間をますます不完全にするものが悪なのである。したがって善とは「それが我々に有益であることを我々が確知するもの」（第4部、定義1）であり、悪とは「我々がある善を所有するのに妨げとなることを我々が確知するもの」（同、定義2）なのである。

さて、人間の感情における悪とは憎しみである。復讐は憎しみから生まれる。スピノザは言う、「自分が他人から憎まれていると表象し、しかも自分は憎まれる何の原因もその人に与えなかったと信ずる者は、その人を憎み返すであろう」（第3部、定理40）。もしも人がどんな感情も抱いていなかった他者から憎まれ、その憎しみのゆえに何らかの害悪を加えられたことを意識するなら、人はその他者に対して同じ害悪でもって報復しようと努める（同、系2）。復讐とは「我々に対して加えられた害悪に報いようとする努力」のことなのである（同、系2、証明、備考）。

スピノザは言う、「憎し^んみ^は決して善ではありえない」（第4部、定理45）。自分が憎む相手を滅ぼそうと努めることは悪だからである。妬^たみ・嘲弄・軽蔑・怒り・復讐は何れも憎しみの部類に属する。これはすべて悪である（同、系1）。我々が憎しみに駆られて欲求することのすべてが他者の存在を侵害するものとなるのである。

したがって暴力をもたらすものは実存作用そのものであると言わなければならない。

結び——暴力の彼方

それでは我々は暴力の循環を何によって越え得るのか。スピノザは言う、「憎しみは憎み返しによって増大され、また愛によって除去されることができる」（第3部、定理43）。愛には卓越した力がある。愛によって完全に征服

された憎しみが愛に変わるからである（第3部、定理44）。

怒りや憎悪を心に抱く者は自らが惨めな状態に陥るだけでなく、他者をも憎悪と暴力の渦中に巻き込んでいく。憎悪には愛を以って報いよ、とスピノザは勧める。憎しみを愛の力で克服しようとする人は、喜びと確信をもって悪と戦うことができる。それには運命の助力がほとんど必要ないほどである。こうして征服された人々は心から喜んで服従する。それは彼らの力が増大したからである（第4部、定理46、備考）。

憎悪を支配しうるものは愛である（そしてこの二つの感情の間にも政治的関係が存在する）。だがこの愛はたんなる感情ではなく、普遍的原理に基づけられていなければならない。一切を永遠の相の下に見る理性の指示のみに従った愛すなわち寛仁 (generositas)こそが倫理の基盤でなければならない。理性の導きに従って生活するならば、我々は他者の憎悪・怒り・軽蔑などに愛で寛仁で報いるよう努めるのである（第4部、定理46）。理性は自然に反することは要求しないのだから、理性の導きに従いながら己れの利益を求める者は他者との間にあって公平で誠実そして端正な人間であることができるのである（第4部、定理18、備考）。

したがって考究されなければならないのは、理性によって導かれた愛がいかにして私の魂に到来するのか、という問題なのである。しかし序説としての本稿では問題の所在を明示することに留め、その本格的研究は他の機会に譲らなければならない。

注

- 1) ジャン・アメリー『罪と罰の彼岸』池内紀訳、55頁（法政大学出版局、1984年）。
- 2) 同、76頁。
- 3) K. フォン・クラウゼヴィッツ『戦争論』（上）篠田英雄訳、28頁（岩波書店、岩波文庫、1980年）。
- 4) 同、28-29頁。
- 5) 同、29頁。
- 6) 同、33頁。

- 7) 斎藤忍随『プラトン』102頁(岩波書店, 岩波新書, 1972年)。
- 8) Max Weber, Politik als Beruf, in, *Gesammelte Politische Schriften*, Dritte, erneut vermehrte Auflage, S.505, (J.C.B. Mohr, Tübingen, 1958). マックス・ヴェーバー『職業としての政治』脇圭平訳, 8頁(岩波書店, 岩波文庫, 1980年)。以下, この講演からの引用は原文と邦訳のページ数で示す。
- 9) 小野寺 健の表現。G. オーウェル『オーウェル評論集』小野寺 健訳, 364頁(岩波書店, 岩波文庫, 1982年)。
- 10) ルネ・ジラルール『暴力と聖なるもの』古田幸男訳, 7頁(法政大学出版局, 1982年)。
- 11) ヘーシオドス「神統記」広川洋一訳(田中美知太郎編『世界文学大系63, ギリシア思想家集』)11頁, 中段(筑摩書房, 1968年)。
- 12) 斎藤, 前掲書, 105頁。
- 13) 同。
- 14) ジラルール, 前掲邦訳, 16頁。
- 15) 同, 24頁。
- 16) カウティリヤ『実利論』(上)上村勝彦訳, 309頁(岩波書店, 岩波文庫, 1984年)。
- 17) 同, 307頁。
- 18) ジラルール, 前掲邦訳, 33頁。
- 19) 同, 25頁。
- 20) 同, 36頁。
- 21) 同。
- 22) 同, 37頁。
- 23) 同, 42頁。
- 24) R. フォン・イェーリング『権利のための闘争』村上淳一訳, 29頁(岩波書店, 岩波文庫, 1984年)。
- 25) 同, 73頁。
- 26) ポール・トゥルニエ『暴力と人間』山口實訳, 63頁(ヨルダン社, 1982年)。
- 27) イェーリング, 前掲邦訳, 50頁。
- 28) ジラルール, 前掲邦訳, 460頁。
- 29) 中村雄二郎『魔女ランダ考』274頁(岩波書店, 1983年)。
- 30) 穂積陳重『復讐と法律』82頁(岩波書店, 岩波文庫, 1982年)。
- 31) 同, 83頁。
- 32) 以下, テキストには, Benedictus de Spinoza, *Ethica*, texte latin, traduction nouvelle, par Charles Appuhn(J. Vrin, Paris, 1977)を, また訳文には, スピノザ『エチカ』(上)(下) 畠中尚志訳(岩波書店, 岩波文庫, 1980・1981年)を用いた。

参 考 文 献

- 1) 福島 章「攻撃性の精神力学」(『精神医学』第15巻第6号, 1973年)。
- 2) 加賀乙彦『死刑囚の記録』(中央公論社, 中公新書, 1980年)。
- 3) 同 『宣告』(上)(下)(新潮社, 新潮文庫, 1982・1982年)。
- 4) 神谷美恵子『神谷美恵子著作集1, 生きがいについて』(みすず書房, 1981年)。
- 5) 桂 壽一「conatus の概念とスピノザ哲学」(『哲学雑誌』第632号, 1939年)。
- 6) 同 『スピノザの哲学』(東京大学出版会, 1969年)。
- 7) Lévinas, Emmanuel, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence* (Martinus Nijhoff, La Haye, 1974).
- 8) 中村雄二郎『感性の覚醒』(岩波書店, 1976年)。

(筆者 岩手大学教育学部教授)